

平成 15 年 10 月 1 日
総務省東北管区行政評価局
(局長：田代喜啓)

国道 45 号苦竹付近の歩道が狭くて危険なので
改善してほしい

(行政苦情救済推進会議の検討を踏まえたあっせん)

1 行政相談の受付等

- (1) 行政相談の受付日：平成 15 年 6 月 17 日(東北管区行政評価局受付)
- (2) 実地調査の実施日：平成 15 年 6 月～7 月
- (3) 行政苦情救済推進会議の開催日：平成 15 年 7 月 15 日
- (4) あっせん日：平成 15 年 10 月 1 日
- (5) あっせん関係機関：国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所

2 行政相談の内容(要旨)

J R 苦竹駅から多賀城方面に向かう国道 45 号沿いの歩道を通って、会社に通勤しているが、苦竹の陸上自衛隊仙台駐屯地付近を通り過ぎると、突然、歩道が狭くなり、歩行者、自転車の通行が困難となっている。最近、民有地側のフェンスも歩道側に傾いてきているため、仕方なく車道部分にはみ出して通っているが、車の交通量も多く、特に夜間は大変危険である。

また、近くに家電の量販店ができ、車の交通量や歩行者が多くなってきているほか、会社の多い地域でもあるので、安全に通行・通勤ができるよう早急に歩道を拡幅整備してほしい。

(注)当該箇所については、「知事さん、あのね(手紙)」「宮城県の広聴活動)にも、「国道 45 号苦竹の陸上自衛隊仙台駐屯地前まで広がった歩道が急に狭くなり、また段差があったことから、車いすごと転倒してしまった。幸い、車が通っていなかったので大事に至らなかったが、非常に危険な場所だと感じた。」との意見が寄せられている。

3 当局が行った実地調査結果

当局は、平成 15 年 6 月から 7 月にかけて、申出箇所を含めた国道 45 号坂下拡幅事業の未整備区間 640 メートルについて、歩道等の状況を調査した結果、次の状況がみられた。（詳細は別添参照）

歩道の幅員が極めて狭いため、歩行者及び自転車の通行又はすれ違いの際に、車道部分にはみ出さざるを得なくなっている（事例 1 及び事例 3）。

歩道がないため、歩行者及び自転車は車道上に表示された導流帯（ゼブラゾーン）の通行を余儀なくされている（事例 2）。

4 当局のあっせん内容

国道 45 号苦竹付近の坂下拡幅事業区間内における未整備区間 640 メートルの中には、歩道がない又はその幅員が極めて狭いため、歩行者、自転車及び車いす利用者の通行又はすれ違いの際、車道部分にはみ出さざるを得ない場所等がみられた。

これらの場所は、自動車の交通量が多く、また、JR 苦竹駅周辺のため、歩行者、自転車及び車いす利用者の安全確保が喫緊の課題となっている。

一方、当該国道を管理している国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所では、平成 15 年度以降に未整備区間の用地を買収し、一定区間まとまれば、順次、着工するとの考えで、平成 20 年代早期の完成を目標とするとともに、歩行者等の安全確保が懸念される場所については、優先的に拡幅工事に着手したいとしているが、用地交渉が前提となるため、拡幅事業の先行きは不透明となっている。

本件のような未整備区間の歩道拡幅は、基本的には道路拡幅事業の実施によって解決を図るべきものであるので、事業を一層促進する必要があるが、それまでの間にあっても、申出箇所を含めた歩行者等の安全確保が懸念される場所については、車道幅の変更等による歩道拡幅やポール設置等の暫定的・応急的な交通安全対策を早急に講ずるよう御検討いただきたい。

連絡先：首席行政相談官（佐藤武男）
電 話：022-262-7840
住 所：〒980-0014
仙台市青葉区本町 3-2-23
仙台第二合同庁舎

別添

実地調査の結果

事 例	場 所	歩道の状況（概要）	参照資料
1	陸上自衛隊 仙台駐屯地 前 (申出箇所)	<p>歩道の幅員が約3mある陸上自衛隊仙台駐屯地前を過ぎて多賀城方面に向かうと、幅員が50cm（縁石を除くと37cm）と極端に狭くなって、さらにその先約24mにわたり約50～60cmの幅員が続くが、狭い歩道に沿った民有地側に金網フェンスが設置されている。</p> <p>このため、歩行者及び自転車が通行又はすれ違いの際には車道に一部はみ出さざるを得ず、また、狭い歩道部分と路肩（L型側溝蓋）とには最大約20cmの段差があることから、車いす（通行には幅員1m必要）は通行できる状況にはない。</p> <p>これに対して、仙台河川国道事務所（以下「国道事務所」という。）では、注意喚起等の措置を講じていない。</p>	資料1-1 ～4 (写真)
2	J R 苦竹駅 前北側(多賀 城方面)	<p>J R 苦竹駅ガード下から多賀城方面に向かった道路左側約120mにわたり歩道がないため、歩行者及び自転車は、国道事務所が平成9年頃に車道上に表示した導流帯（車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために設けられたゼブラ帯）の通行を余儀なくされている。しかも、同一平面上を自動車が多く通行するにもかかわらず、導流帯との間にポール等の安全施設は設けられていない。</p>	資料2 (写真)

3	中原入口直後	<p>J R 苦竹駅前北側のうち、中原入口直後の歩道の幅員が約 75 ~ 90cm (延長約 50m) と極めて狭く、歩行者及び自転車のすれ違いが困難であり、自転車の中には路肩や車道部分にはみ出して通行しているものもみられる。車いすについても通行できる状況にはない。</p>	<p>資料 3-1 ~ 2 (写真)</p>
---	--------	---	--------------------------------